

# VIII 会計上の見積りへの影響にも留意 災害関連損失の 会計処理のポイント

有限責任 あずさ監査法人  
公認会計士

新開 朋春

## 災害損失の範囲

会計上の災害損失の範囲は特に定められていないが、災害に伴って発生する直接・間接の損失と考えられ、会長通牒では次の7つの例示が挙げられている。

- ① 費用等〔516〕
- ② 災害による工場・店舗等の移転費用等
- ③ 災害による操業・営業休止期間中の固定費
- ④ 被災した代理店、特約店等の取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）
- ⑤ 被災した従業員、役員等に対する見舞金、ホテルの宿泊代等の復旧支援費用
- ⑥ 被災した代理店、特約店等の取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）
- ⑦ 被災した従業員、役員等に対する見舞金、ホテルの宿泊代等の復旧支援費用

なお、これらはいくまで例示であるため、これらを参考に、個々の企業の実情に応じて追加的に入手された情報なども踏まえて、適切に会計処理を行うことになると考えられる。前記のとおり、災害損失は、さまざまな資産が被災した損失や、事業活動への影響、関連して発生する臨時的な支出など、広範にわたる。会計処理を行うにあたっては、被災した資産や損失ごとに被害の状況や損害額を把握するとともに、翌事業年度の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響を把握することが必要となる。

次より、ここに挙げた7つの例示をもとに災害損失の会計処理について説明していく。

今なお復旧・復興の途上にある地域も少なくないと思われる。はじめに、被災された方に心よりお見舞い申し上げるとともに、1日も早く復旧・復興されることをお祈り申し上げます。

本稿では、災害に関連する会計処理について確認する。災害に関する会計処理については、平成23年3月30日に日本公認会計士協会より公表された会長通牒平成23年1号「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」（以下、「会長通牒」という）が参考になる。次では、会長通牒の記載を参考に、会計処理のポイントを確認していく。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

### 【この章のエッセンス】

- 災害損失は、資産の減失、臨時的な支出の発生、事業活動への影響など、その影響は広範にわたる。
- 将来発生が見込まれる費用は、当期以前に発生した災害との直接的な因果関係があれば、引当金計上が認められる。
- 災害による将来の経営計画等への影響に伴い、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損判定など、会計上の見積りへの影響にも留意が必要である。

本年も残りわずかとなったが、今年度は重なる台風や豪雨など、大きな被害を受けた災害の多い年だったといえる。災害により損失を被った企業も多かったと思われる。また、